

調査・研究ノート

全農「安心システム」とその意義

「急がれる」エコ農業への系統の取組み

一、第二二回全国JA大会

二〇世紀最後の本年一〇月に第二二回JA全国大会が開催されるが、この五月に策定された大会議案の組織協議案の中で特に注目される項目の一つが、「JAグループの経営・事業・組織の改革」の中の「経済事業の改革」である。これまで、JAの合併とあわせて経済事業の組織再編がすすめられてきたが、今回は新たな農業情勢に対応して組織から事業の機能そのものにズバリ切り込んだので、新たな取組みとして「安心システム」が打ち出されている。

この背景にあるのが消費者の安全性に対する根強いニーズと、有機食品等についての国際基準であるコーデックス等の動きである。昨年の新農業基本法の成立に付随してJAS法が改正され有機食品について法的位置づけが与えられるとともに、本年七月にはコーデックス基準に沿った有機表示に関する基準が作成・公表され、来年四月からは「JAS有機」が出回るることによって、有機食品のまがいものは厳しく排除されることになる。

一方、新農業基本法と合わせて持続性の高い農業促進法も成立しており、有機農業

をはじめとした持続性の高い農業、環境にやさしい循環型農業への取組みが求められると同時に、それらの販売・流通ルートの整備も喫緊の課題となっている。

こうした一連の流れにもなう最近の流通での特徴的な動向をあげれば、有機基準が厳格に定められたのにもない、これまで若干の農薬等を利用しながらも有機ブランドで販売していたものの出回りが少なくなっている。

スーパー、外食等は一定量の有機農産物の調達是国内では困難となったことから、減農薬・減化学肥料栽培農産物の調達に力を入れはじめている。

有機農産物の調達については、商社等が中国をはじめとする海外からの開発輸入に力を入れている、等である。

全農「安心システム」はこうした海外からの有機農産物調達、減農薬・減化学肥料栽培農産物志向の動きにともない、農協経済事業の生残り策として打ち出されたものであると言つことができる。

二、全農「安心システム」
組織協議案「一、経済事業の改革」の第一番目に、「(一)消費者や取引先に評価され

る安全な農畜産物の提供」が掲げられており、さらに内訳として「ア、全国展開が可能となる『生産・販売一貫システム』の構築」として「産地および取引先との合意を前提に生産方法・生産工程等に関する情報を開示するとともに、検査認証によって安心・安全な商品提供をはかる全国展開が可能となる『生産・販売一貫システム』名称・安心システム」を構築します。」とされている。また、「イ、『安心システム』による産地および取引先との連携と事業化の推進」として「的確な生産の確保の観点から、産地に対する指導を行ないます。また、生産法人に対する出資も検討します。」

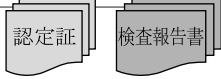
消費者・取引先参加型の一貫システム化を追求する観点から、生産現場検討を通じて生産方法・工程の合意形成と商品づくりをすすめます。」と続けられている。

すなわち生産指導をもとに消費者・取引先等のニーズに対応した農産物の生産を振興するとともに、その生産方法、生産工程等に関する情報を開示することとし、これを検査認証により客観化しようというものである。

全農「安心システム」の概要は表のとおりで、JAS法有機認証システムと比較してその特徴を列記すれば次のとおりとなる。有機農産物には限定せず、国産農産物全般を対象としている。

法律にもとづくシステムではなく、あく

消費者の視点から見た全農安心システムとJAS法有機認証システムの違い

視点	全農安心システム	JAS法有機認証システム
関心度	国産農産物全般が対象であり、不特定多数の消費者から強い関心を得ることができる	有機農産物に限定されているので関心は一部の消費者に限定される
信頼度	自主検査認証なので信頼性はシステム稼働後に評価される	法律によるシステムであり信頼性は高い
信用度	システムが客観性を持つかどうか消費者に評価される	認定機関はシステム稼働後に生産者に評価される
安全性	残留農薬検査等を義務付けていることから安全性の確認ができる	残留農薬検査等は任意であり安全性が確認できない場合がある
情報開示度	情報検索手法を表示してあることから知りたい情報を入手できる	JASマークと有機表示だけであり認定機関に問い合わせなければならない
検索方法	商品番号付認証マークによりインターネットでの情報公開を検討	それぞれの認定機関の対応方向による
情報内容	生産地域と生産者名と加工流通過程使われた生産資材と安全性の解説 美味しい食べ方、保存方法等 環境負荷軽減への取り組み内容	生産地域と生産者名と加工流通過程有機基準に合致しているかどうかの検査と認証の結果
購買方法	取扱い生協や量販店の個別店舗名を公表する ヴァーチャルモール（電子商取引）へのリンク	

まで全農による自主検査認証である。JAS法有機認証システムでは任意とされている残留農薬検査を義務づけている。インターネットでの情報公開をめざしている。

JAS法の有機、原産地等表示にとどまらず使われた生産資材と安全性の解説、美味しい食べ方、保存方法等、さらには環境負荷軽減への取組み内容についても情報公開の対象にすることになっている。

これら農産物を取り扱う生協や量販店の店舗名も公表し、電子商取引へのリンクをもめざしている。

このように生産者組織としての特性を前面に打ち出し、すでに有機農産物の取扱いでは先行している大手量販店、商社等との差別化をめざしているものである。

三、先行してスタートした検査・認証制度
全農の検査・認証制度である「安心システム」は全国J A大会に先立って既にスタートしている。それだけ全農の本事業にかける意気込みを見て取ることができると同時に、大手量販店、商社等が着々と「有機ビジネス」、減農薬・減化学肥料栽培農産物の扱いを拡大しており、まさに農協の経営基盤そのものが切り崩されつつあることに対する危機感の表れでもある。

検査・認証制度は、認証に係わる重要事項の決定を行なう認証総合委員会の下に畜産、米穀、園芸の三つの品目別部会が設けられ、生産者、流通業者、消費者、学者・研究者等による、認証品目別に制定された基準に従って審査が行なわれ、認証の可否が判断される仕組みとなっている。

四、全農「安心システム」の意義
ところで我が国の自然条件、気候風土からして有機農業を一般化することが難しく、国際基準に対応した有機基準を作成する限り、現状では有機農産物の多くは海外に依存せざるを得ない。また、慣行農法で栽培

した農産物についても内外価格差が大きく、我が国農産物は価格競争力はない。現に中国をはじめとする野菜等の輸入増加はすさまじく、野菜生産農家は苦境に追い込まれている。

「有機」マークのついた安全なものは海外農産品、価格の安いものも輸入ものという流れの中で、国内農産物の意義そのものが問われているわけであるが、あらためて国民、消費者の国内農産物に対する理解、信頼を獲得していくためには、新農業基本法で明確に位置づけされた農業の多面的機能の発揮、循環型農業の形成と一体となった農業を早急に確立していくことが不可欠となる。土づくり、天敵利用、輪作等各種手法を活用しながら減農薬・減化学肥料栽培を実現していく「エコ農業」への取組みなくしては国内農業の維持・存続はもはや困難な状況に至っている。市場流通の多くを占め、生産農家への強い影響力を有する系統農協が、遅ればせながらも「エコ農業」に取り組みかどうかは、日本農業の維持・存続を決定的に左右することになる。当面、本システムは全農の直接の取引先を対象としたものではあるが、これを核にして経済連、さらにはJ Aまでも包摂したものとしていくことが次の大課題であり、全国J A大会での決議がこうした経済連、J Aでの取組みを加速することにつながることを心から期待したい。

(蕨谷栄一)